

第6回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和4年6月6日（月）
- 2 開会日時及び場所
令和4年6月6日（月） 午後1時55分
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和4年6月6日（月） 午後3時35分
- 4 委員氏名

(1)出席者（16名）

1番 松尾 茂敏	2番 内田 弘幸	3番 田島 真一	4番 池田 兼三
5番 山崎 正典	6番 本田 浩	7番 草野 英治	8番 中川 實美
9番 徳永 玉義	11番 栄木 正孝	12番 鶴崎 高幸	14番 東 康敬
15番 森崎 茂徳	16番 笠原 勝	17番 小筏 正治	18番 林田 剛

(2)欠席者（3名）

10番 草野有美子	13番 坂本 博	19番 馬場 保
-----------	----------	----------

5 議事に参与した者

事務局長	増富 浩彦
参事補	藤吉 文女
参事補	酒井 伸也

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第32号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第6 議案第33号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第7 議案第34号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積に係る小規模農地等の区域指定について
- 日程第8 報告第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（会長専決事項）
- 日程第9 報告第5号 非農地通知の発出について
- 日程第10 報告第6号 非農地判断の取消について

7 農政推進に係る協議事項

- (1) 農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について
- (2) 婚活イベントについて

8 その他

午後 1 時55分開会

○議長（林田 剛君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

梅雨入り前に、皆さん、お忙しい中を、本日、委員の皆様にはお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、馬場会長に代わり進行いたしますが、長い中で、皆さんのご協力をよろしく願いいたします。

ただいまから令和4年第6回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは議決事件の審議を行います。各委員の協力方、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規定第12条の規定により、5番、山崎正典委員、6番、本田浩委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第10、報告第6号、非農地判断の取消についてまでの議案6件、報告3件となります。

それでは、日程第2、議案第29号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書2ページを御覧ください。

〔議案第29号の朗読〕

議案書3ページ、申請番号7番から10番まで4件の申請があります。詳しくは別添1を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（14番 東 康敬君） 議席番号14番、東部調査会長の東です。本日は、徳永調査会長に代わって説明します。

東部調査会関係分は、申請番号7番です。

7番は、耕作できないため、伯父に譲る案件です。

申請番号7番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号7番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号8番です。

8番は、耕作利便のため、買い受ける案件です。

申請番号8番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号8番について、ご質疑がありましたらお願いします。

議席番号6番、本田委員の発言を許します。

○委員（6番 本田 浩君） 本田です。

ここで、46万4,100円ですが、反当たり三十何万で計算をしている金額と思いますが。これは、相場がもう大体、決まっているわけですか。

○議長（林田 剛君） 16番、笠原委員。

○委員（16番 笠原 勝君） 16番、笠原です。

ここは、吾妻の新開地区なんですけれども、今、米の値段もだんだん下がっておりまして、反当たりの単価っていうか売買価格が下がっている状況なんです。

この、今、案件に上がっている土地が、海側って、沖のほうに近いほうで。なかなか水稻の耕作が厳しいような状態の土地でありました。沖のほうに行くにしたがって、牧草地帯が多くなってくるんですけれども、かろうじて、ここは米は作れるかなあっていう土地でした。

大雨が降ると、すぐ水没してしまうような状況でもあります。畦畔のブロックも、ちょっと崩れたりしているところも一部ありましたので、反当たり30万で折り合いがついたのかなあと思っております。

○委員（6番 本田 浩君） そうした場合、これ単価が100円単価まで、出すわけですか。

○委員（16番 笠原 勝君） これは、もう、その人、その人で全然違ってくるんですけれども。この岩永さんに関しては、そういう金額だったのかなど。区切りを重ねる方もいらっしゃいます。

○委員（6番 本田 浩君） 分かりました。

○議長（林田 剛君） 議席番号6番、本田委員の発言がありましたが、ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号9番、10番です。

9番は、規模拡大のため、買い受ける案件です。

10番は、筆界未定地のため、隣接地の所有者に譲り渡す案件です。

申請番号9番から10番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号9番から10番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第29号、申請番号7番から10番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第30号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書4ページを御覧ください。

〔議案第30号の朗読〕

議案書5ページ、申請番号3番から8番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、東部調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

○委員（14番 東 康敬君） 議席番号14番、東部調査会長の東です。

東部調査会関係分は、申請番号3番です。

3番は、農家住宅への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあることから、第2種農地と判断しました。農家住宅の基準面積を超過することに関しては、現在でも農業機械を多く抱えています。今後、規模拡大してさらに機材を増やす予定であるため、区画を全て転用したいとのことです。

申請番号3号について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号3番について、ご質疑がありましたらお願いします。

議席番号15番、森崎委員の発言を許します。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 15番、森崎です。

1反2畝。基準の倍以上になる。どんだけ出してでもよかってことになるわけ。（発言する者あり）

○委員（14番 東 康敬君） この件については、10アールを200ぐらいオーバーしておるわけです。

しかし、現地調査の結果においては、あと分筆をして、これだけ残すということよりも、今、ここに説明をしたように、今から規模拡大をして、もっと農地を増やすという計画の中で、やむを得ないという調査会での結果になりましたので、報告をしております。

以上です。

○委員（15番 森崎 茂徳君） じゃあ、よかということですね。

○委員（14番 東 康敬君） 調査会では、一応、よかということで。

○議長（林田 剛君） 池田委員、どうぞ。

○委員（4番 池田 兼三君） 今の時代というのは、東委員の言い分は分かりますけど、こういうことで許可をしていったら、「そんなら、次から」というふうに、こういう状況で出てくるあれがあるんじゃないだろうか。やっぱり、はじめははじめとして、していかなと。将来的についでいうことで許可をしていったら、今までの許可基準に対しての、はじめがつかないんじゃないだろうか。私は思うわけです。こういう前例をずっと増やしていったら。

将来的にというか、まだはっきり分からんわけでしょう。ここ何年か後、こうしますよとかいう、はっきりした理由があれば、それは許可してもいいと思いますけど。それに一つ、基準は、やっぱり設けておく必要があるんじゃないだろうかと思うわけですが。どうですか。

○議長（林田 剛君） 小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） これ、こういう場合の基準はどういうふうになっているんですか。計画性をもつての基準をすれば。

○議長（林田 剛君） 事務局、お願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。

県の指針では、農家住宅としては、一応1,000平米までとは決まっております。東部調査会でも意見が出たんですけど。

○委員（17番 小筏 正治君） 県、ちゃんとした計画があれば、それは1,000平米までとは限らないというふうな話になっているんじゃない。また、これ、計画性自体が分からないわけだから。池田さんが言う、将来的についでいうことが言われているから、そういうふう考えられるわけですか。

ら。ぴしゃつとした予定があったら、いいっていうことでしょう。

○委員（4番 池田 兼三君） それを2年から3年前に、こうしてしますよとか、実際、数字的に理由が挙がってくれば、それはそれでいいと思いますけど。県の基準が1,000平米という基準もありますので、やっぱり、そこんところは尊重せないかんところだと思います。

それを、今、言われたように、ここを二、三年後、数字的に、こうしてこうしますよということで理由があれば、それはそれでいいと思いますけど。今は、ちょっと漠然とした状況でしょう。

○議長（林田 剛君） 草野委員。

○委員（7番 草野 英治君） 7番、草野です。

1,000平米てなっとなつて、このあと200を分筆すれば、分筆料かれこれが別にかかってくるってなっているでしょうけど。これは、1,000でまずしとって、あとの200は2分の1を超えない状態ですので、後でまた申請という形で、この分筆料かかっても、そういう方向の指導がいいんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（林田 剛君） 小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 1,000平米って決まるとるって話だけど、ちゃんとして、やっぱり決まっておるんですか。1,000平米までっていうことは。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局から、よかですか。

法律的には、1,000平米っていう縛りはありません。長崎県の事務指針の中で、農家用住宅は1,000平米を目安にっていうことになっております。

今回の、これを、計画書を見る限り、ちょっと広いかなあつて言われれば、ちょっと広いかなと思いますけれども。このハウス資材置場とか、その資材置場。もともとが、この農家さんとして大規模にやっていたらっしゃる方じゃないかなと思われるので。この計画性を見て、1,200、あと200ぐらいはいいんじゃないかなってことで、事務局も許可相当じゃないかなと思って、受け取っていると考えられます。

以上です。

○議長（林田 剛君） 2番、内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

この1,000平米、やけんっていつて、逆に1,000平米せんばいかんような感じで、1,000平米はよかじゃけん、1,200、200をもう別で、分筆とか考える訳でしょうけど。こういう、ちゃんとした、あれを考えていつて、9畝でんよかつちやなかつたら、8畝でもよかつちやなかつたねっていうことになれば、3畝か4畝かっていう形のもんが残ってくるわけですたいね。

そやけん、ちょっと、この図面とかあれからいつたときに、逆に1,000平米もいるとかねって思う訳ですたいね。これが1,000平米を基に言いよらすけど（発言する者あり）1,000平米要

らんとやなかつかかなという考えも、こう見とったら思うわけです。そこら辺はどうなのかなと思って。

○議長（林田 剛君） 本田委員、どうぞ。

○委員（6番 本田 浩君） この超過面積に関しては、私も農業委員になりまして、そういう総会の中では、五、六件ぐらいあったんじゃないかと思うんです。

だからそういうことで、東部でもそう、議論もしたんですけど、この内容を見れば、外国人も雇って、もう自分が主体で、としているわけです。

現在は、川の近くにあるものだから、屋敷がですね、あそこはちょっともう本当に危ないということで、移るということですので、内容を聞いた中で、いいのかなというふうに、私も判断をしたわけです。

○議長（林田 剛君） ほかに、ご質疑・意見ございませんか。各委員、意見をよろしくお願いします。（発言する者あり）

両方の意見、1,000平米で切ってっていう意見と、この場合は理由書もつけてあるということですので、申請どおり計画性を見て許可するという2つの意見があるようですが、どう思われますか。森崎委員。

○委員（15番 森崎 茂徳君） それ、1,000平米っていう区切り、1,200でもよかとけど。今後、こがんなったけん、また広げてよかつじゃなからちやろうかっていうほかの人が、出てくればつまらんけんっていう、私は考えを持って言いよるだけであって。この件に対しては、反対じゃなかですよ。

だから、ある程度は、農業委員さんが目で見て、もう広く広く、とらすこと自体が、ちょっと間違いじゃないかって私は思うんです。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局から、よかですか。

○議長（林田 剛君） 事務局長。

○事務局長（増富 浩彦君） この件、今ちょっと、内田委員さんと森崎委員さんが言われたことに関してですけれども。私がもう小筏会長さんのときも、ちょっと説明ばしたと思うとですけれども。

内田委員さんが言われたことを、一般住宅は500平米まで、農家住宅は1,000平米までを「許可できる」んじゃなくて、「計画性を見て、500平米いるなら一般住宅なら500平米までは許可は可能なんですよ、農家住宅は1,000平米まで許可可能なんですよ」っていうことで、農業委員会の事務局としては、計画性を見て、そこを判断して、申請書あたりを受け取るようにしているんですけれども。

農業委員さんたちも、こういう場で協議ばされるときは、そういう、内田委員さんが言われたごと、計画が本当、1,200、1,000平米ばちょっと超えた計画で、必要って思われれば、賛成をされ

ていいし。「ここまでは要らん。1,000引く1,200は要らんとじゃなかと」って思われれば、反対でもよかかなとは思ってはあったです。

今後、続けて、こういうのが出てくる可能性もありますので、その辺をちょっと頭に入れてもらって（発言する者あり）協議ばしてもらえばと思います。

一般住宅は500までって決まっておったやけん、500必ず許可をせんばいかんっていうことじゃなくて、その計画性で500平米までは、ここは要るとばいねとかっていうような判断をされたほうがいいと思います。

以上です。

○議長（林田 剛君） ただいまの事務局の説明について、質問等ございませんか。

○委員（9番 徳永 玉義君） 9番、徳永です。

今、事務局の説明で、私はいいんじゃないかと思います。というのは、雲仙市の農業委員としての、その地区ちゅうものは、やっぱり特徴もあるでしょうし。

だから、今、事務局の説明で、私は。今後も出てくるでしょうけど、500とか1,000を基準はしますけども、やっぱりプラスマイナスばして臨機応変にしてやるのが、農業委員の立場じゃなからうかなと思いますけど、どうでしょう。（「はい、異議なし」と言う者あり）

○議長（林田 剛君） ただいまございましたように、今後もその件、ケース、ケースにおいて協議をして、許可をすることを決めるということでよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長お願いします。

○委員（1番 松尾 茂敏君） 議席番号1番、中部調査会長の松尾です。

中部調査会関係分は、申請番号4番です。4番は、住宅用地への追認申請です。

昭和50年頃より、農地と宅地との境界を深く考えず使っていたとのことです。申請地は、令和4年5月6日付で農振除外済み、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第1種農地と判断しました。

しかし、既存集落に接続していて、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であるため、簡易手続担当の違反案件で、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号4番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号4番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長お願いします。

○委員（7番 草野 英治君） 議席番号7番、西部調査会長の草野です。

西部調査会関係分は、申請番号5番から8番です。

5番は、農業用倉庫への転用申請です。申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから第1種農地として判断しました。しかし、目的が農業用施設であるため、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号6番も農業用施設への転用です。申請地は令和4年5月16日付公告で、用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されています。

申請番号7番、8番は、同一人の申請で、住宅用地への追認案件です。

隣接宅地に昭和48年に居宅を建てた際、間取りの都合ではみ出し、その後、手狭になったため、平成6年に車庫を含め増築してしまったとのことです。

非農地化の原因が人為的なものであり、かつ20年以上引き続き非農地であるという要件に該当する、簡易手続相当の違反案件と思われます。

申請地は、令和4年5月6日付で農振除外済みで、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第1種農地と判断しました。

しかし、既存施設面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可できる案件と思われます。

申請番号5番から8番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

申請番号5番から8番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、議案第30号、申請番号3番から8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書7ページを御覧ください。

〔議案第31号の朗読〕

議案書8ページ、申請番号5番から8番です。詳しくは別添2を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いします。まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（14番 東 康敬君） 議席番号14番、東部調査会長の東です。

東部調査会関係分は、申請番号5番となります。

5番は、一般個人住宅用地として転用を計画されております。

申請地は、農振白地、10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件と思われれます。

申請番号5号について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、申請番号5番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会、お願いします。内田委員、お願いします。

○委員（2番 内田 弘幸君） 議席番号2番、中部調査会の内田です。松尾委員に代わって説明します。

中部調査会関係分は、6番から8番です。

6番は、一般個人住宅用地への転用申請です。

申請地は、令和4年5月6日付農振除外済み、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあることから、第2種農地と判断しました。

申請番号7番も、一般個人住宅への転用を計画されています。

申請地は農振白地、10ヘクタール未満の一団の農地の区域内にあることから、第2種農地と判断しました。

申請番号8番は、中古車展示場用地への転用申請です。

申請地は、令和4年5月6日付農振除外済み、10ヘクタール以上の農地の集団にあることから、第1種農地と判断しました。しかし、既存施設面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可できる案件と思われれます。

申請番号6番から8番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） ありがとうございます。

それでは、6番から8番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、松尾委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、退室

をお願いします。

〔1番 松尾委員 退室〕

○議長（林田 剛君） それでは、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第31号、申請番号5番から8番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご意見がないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、松尾委員の入室を求めます。

〔1番 松尾委員 入室〕

○議長（林田 剛君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第5、議案第32号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明をお願いします。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書10ページを御覧ください。

〔議案第32号の朗読〕

議案書11ページ、整理番号1番から、議案書35ページ、整理番号39番までです。

整理番号1番から9番までは、賃借に係る案件、整理番号10番から16番までは、所有権移転に係る案件、整理番号17番から39番までは、農地中間管理機構へ貸し付ける案件で、配分先まで決定する一括方式となっております。

詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第32号に対する質疑を行います。

まず、賃借権設定に係る整理番号1号から9番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、次に、所有権移転に関わる整理番号10番から16番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 次に、農地中間管理事業に関わる整理番号17番から39番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。本案件につきましては、中川委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に

より退室をお願いします。

〔8番 中川委員 退室〕

○議長（林田 剛君） お諮りします。議案第32号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、集積計画を決定することとします。

ここで、中川委員の入室を求めます。

〔8番 中川委員 入室〕

○議長（林田 剛君） 満場一致で了解してもらいましたので、報告いたします。

次に、日程第6、議案第33号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書36ページを御覧ください。

〔議案第33号の朗読〕

議案書37ページ、整理番号1番から2番です。

本案件は、再配分となっております。詳しくは別添3を御覧ください。

以上です。

○議長（林田 剛君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申込みをした農業者へ再配分する計画が提出されたものです。

議案第33号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

議案第33号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、原案について異議なしと回答することとします。

次に、日程第7、議案第34号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積に係る小規模農地等の区域指定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書39ページを御覧ください。

〔議案第34号の朗読〕

議案書40ページ、整理番号1番です。

令和3年度からこの別段面積に係る小規模農地の区域指定の受付が始まったのですが、今回、初めて申請されました。

これは、単独での売買や賃借が難しい1反未満の、農地情報バンクに登録された、将来的に遊休化するおそれのある農地で、市の空き家バンクに登録された空き家に付随しており、空き家を取得しようとする者が耕作・管理するのが適当だと認められる農地の場合に、申請することができるものです。

申請者の妻が千々石町の木場のご出身で、実家で農業をされているので、その方に手伝ってもらいながら、少しずつ作っていかれるとのことでした。

以上です。

○議長（林田 剛君） 議案第34号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。2番、内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） 2番、内田です。

300番の4で、120平米ですけど、ほかにも300の3とか301の2とか301の4とか、こうあつとですけど。これは、そのままですか。

○議長（林田 剛君） 事務局お願いします。

○事務局（藤吉 文女君） はい。

○議長（林田 剛君） 分かりましたか。

もう一回、すみません。内田委員。地番をお願いします。

○委員（2番 内田 弘幸君） 別添1の17ページに、この申請のうち300の4の、120平米の。その周りに、300の3とか301の2とか301の4とか、ずっとあるけど、これは誰かほかの人、耕作しよらすとかなと思ったもんですから。

○議長（林田 剛君） 池田さん、分かりますか。すみません、池田委員お願いします。

○委員（4番 池田 兼三君） 4番、池田ですけど。

今の質問ですけど、あとの3筆については、奥さんのお父さんがその人の近くに住んでいますので、その人が耕作しよると思うんです。

○議長（林田 剛君） いかがですか。そういうことだそうです。

○委員（2番 内田 弘幸君） はい、分かりました。

○議長（林田 剛君） 議席番号2番、内田委員の発言がありましたが、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかに質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第34号は、別段面積及び区域の指定において適正な計画であると決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないようですので、決定することとします。

次に、日程第8、報告第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について（会長専決事項）、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書41ページを御覧ください。

〔報告第4号の朗読〕

本案件は、令和4年4月5日の総会において、競売への参加資格を審議し、買受適格証明を出していたものです。

4月5日の総会において、落札者が決定し、農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することが附帯決議されていまして、5月20日に申請を受け付け、5月24日に許可が下りています。

以上です。

○議長（林田 剛君） 報告第4号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、報告第4号を終わります。

次に、日程第9、報告第5号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書43ページを御覧ください。

〔報告第5号の朗読〕

議案書44ページを御覧ください。

受付番号1番です。本案件は、所有者より申出があった農地を地元農業委員に確認していただき、B分類と判断されたため、非農地通知を発出したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） 報告第5号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご質疑がないようですので、報告第5号を終わります。

次に、日程第10、報告第6号、非農地判断の取消について、事務局より報告を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 議案書45ページを御覧ください。

〔報告第6号の朗読〕

議案書46ページ、整理番号1番から2番です。

整理番号1番については、令和3年度の農地パトロールの結果、B分類と判断された農地に対して、令和4年3月17日付で非農地通知を発出しました。

その後、異議申立てのあった案件について、地元農業委員に再度調査を依頼し、申立てのとおり、

一部自己保全が認められたため、非農地判断を取り消したものです。

整理番号2番のほうは、令和元年度のパトロールでB分類となっておりますが、所有者の息子さん
が農林課の補助事業を使って、イチゴハウスを建てたいとの申出があり、地元農業委員と確認の上、
非農地判断を取り消したものです。

以上です。

○議長（林田 剛君） 報告第6号について、ご質疑がありましたら、お願いします。東委員。

○委員（14番 東 康敬君） 14番、東です。

今、言われていたのは別に赤判定ですよ。赤判定を、異議申立てがあったときに、赤判定を回復
となったときには、次の判定は、黄色になるわけですか。それとも白になるわけですか。（発言する
者あり）いやいや。

非農地通知の取消しになったときに、この、今、取消しになった農地は、次は今度する時には黄色
か緑かどっちの判定にするのか。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局から、よかですか。

○議長（林田 剛君） 事務局、お願いします。

○事務局長（増富 浩彦君） 東委員さんの今の質問ですけれども、個別に、ちょっとそこは判断して
いかんばいかん。いろいろ、多分、あっと思うとですよ。

次年に耕作放棄地の解消事業ば使いたいという人も、この非農地取消しを出されてくる方も結構
いらっしゃいます。今は。そのような場合は、もう一年、1年後か半年後ぐらいには、もうその事業
ば使うて農地になっとるけん。もう全然、非農地判断は、耕作はされておると思いますので、もう上
がってこない。

あと、何もさっさん人で、こう異議申し立てでミカンの木ば植えておる、柿の木ば植えておるとか
っていうと、黄色とか緑。肥培管理してあれば、緑ぐらいかなっていうと考えられますので。やっぱ
り個別で、全然違ふとじゃなかったかなと。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 一部の場合は黄色じゃない。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。黄色かなとは思いますが。

○委員（15番 森崎 茂徳君） 結局、ちょこっと耕作しとくけんって。もともとは荒れとる所ば非
農地にしたくなかけんって。

○事務局長（増富 浩彦君） そうですね。黄色かなあ。そこは、もう委員さんたちのパトロールのと
きの判断で。

○委員（9番 徳永 玉義君） 9番、徳永ですけど。

○議長（林田 剛君） どうぞ。

○委員（9番 徳永 玉義君） 何年以内に回復すればとか何とかってことはないんですか。非農地通

知を取り消して、それで、やっぱり1年以内とか2年以内ぐらいには、やっぱり回復してもらわないと、意味がないでしょう。

○事務局長（増富 浩彦君） いや、非農地、パトロールのときに、委員さんが見て、よくあるとが、この間、西部調査会で、森崎委員さんからいろいろつっこまれたとが。だけん、柿の木ば植えてあって、下刈りばしとらんときに見に行けば、どうしても柿の木の何本か植わって、向こう、山やろもん、農地じゃなからうもんって言って、赤ばつけとって、持ち主さんから、「いや、柿の木ば植えとっと。うちは」って言われたときに、一部分、家庭菜園のごとして、畑んごた感じで使ってあるところは、非農地通知は取り消さんば、申出のあれば、農地として復元させてやらんばかなとは、事務局的には思うとっとですよ。

○委員（9番 徳永 玉義君） ただ、まだそのまま山になっちゃうか、どがんなつとですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 黄色です。

○委員（9番 徳永 玉義君） 黄色ですか。

○事務局長（増富 浩彦君） ゴーと黄色のままつけんばいかんごとなんです。（「赤にはされない」と言う者あり）赤には、もうできない。

何年で解消とか、その解消自体が、どがん解消ばさせるか。下払いばしてくださいとかって、期限は全然ありません。そういうのは。

○委員（15番 森崎 茂徳君） しかし、そがんするもんじゃ、もう下払いだけ徹底しろよということ、させるごとしたほうがいいんじゃない。

○事務局長（増富 浩彦君） こういう総会の中で、そういう意見が多ければ（発言する者あり）はい（発言する者あり）今のところ聞くだけです。その後のその通知あたりば出すように、この総会の中あたりでも。委員さんたちが言わすとであれば、来年以降は、通知文を農地と見えるような草刈りとかは定期的に行ってくださいとかという文言ぐらいは、入れられるとかなとは思っております。

○委員（9番 徳永 玉義君） 今これの2番の申請者も、これは何かお孫さんか子供が、ハウスをするわけでしょう。それが、何年以内にせないかんとかって、そがんとは。そのために取り消したでしょうから。2番の人は。

だから、ずーっと10年もそこらも放っておれば、どっかになるんだということ。

○事務局長（増富 浩彦君） いやいや、そういう目的があるとやったら、すぐさすでしょう。

○委員（9番 徳永 玉義君） いや、それがしとらんやったらどがんなるとですか。それもあつたし……。

○事務局長（増富 浩彦君） じゃあ、次ん年にしていなかったら、赤判定ですね。また。同じ状態やったら。当然、赤で見とらすとやけん、赤をやっぱ、つけんばでしょう。そういったものに対してはです。

○議長（林田 剛君） 内田委員。

○委員（2番 内田 弘幸君） うちの近くでもあった、赤判定で出しておいて、本人が、あそこはみかんの木の植わっとるけん、非農地ではなかばいと言うて来られた件があつて。確かにあの時点では、荒れとったもんやけん。

ですけど、やっぱり来られた時点で、「いや、あんたが荒れかしたるけん、非農地判断になったとやけん。あんたが非農地じゃなかと言うとなら、きれいにしてくれろ」と。やっぱり言うたら、ああ、と言って、本当にきれいに。やっぱり、そこでの非農地を取り消してくれろって言うてきたときの時点で、ちゃんとやっぱり（発言する者あり）言えば、やっぱり非農地で来ておいて、非農地の取消しば言いに来とっとやけん。じゃあ、これを非農地を取り消すとなら、こういうふうにしてもらわんばばいって言えば、「すぐにはできんでもよ、半年以内にぐらいには、ぼちぼちするけん」っていうことで、やっぱり、今もたまに見に行くけど今現在も何年か前やったですけど、やっぱりきれいにしてくれとるですもん。

だけん、本人が非農地ば取消して言うた時点で、ちゃんとした、やっぱり（「やっぱり注意はしとかんと」と言う者あり）うん、指導なり何なりで、事務局じゃなくて地元の農業委員なり推進員が言わんばいかんとやなかつかなと思います。

○委員（9番 徳永 玉義君） これまで赤をすごく出して、取消しが大分出てきよるんです。ぽつぽつ。多かつたっちゃうことは、そういうことが、ちょっと不思議でならんもんですから。（発言する者あり）

○委員（16番 笠原 勝君） 教えてください。非農地と農地のメリットっていうか。（「税金の問題だけだ」「税金が今度変わってくる」と言う者あり）税金が違うとですか。非農地のほうが税金が高くなる。

○議長（林田 剛君） 大丈夫ですか。

ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ほかにご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） ご異議ないと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、議決事件の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩とします。休憩後、農政推進に係る協議を行います。

午後 2 時55分休憩

午後 3 時05分再開

○議長（林田 剛君） 引き続きとなりますが、農政推進に係る協議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いたします。

それでは、早速、本日の協議に入ります。

農振重要変更（除外）に伴う意見聴取について、事務局の説明を求めます。

○事務局（藤吉 文女君） 事務局です。

お手元の資料を確認します。資料 1 から 2 をお手元にご準備ください。

それでは、農林課から農振除外の意見聴取が来ております。今から資料 1 を読んでいきますので、資料 1 をお開きください。1 ページです。

まず、整理番号、重の 4—1、国見町の案件で追認です。

申請理由は、隣接地に住宅を建てて住んでおりますが、平成 10 年頃より自家用車と営業用の駐車場として利用しているそうです。農業委員会の意見としましては、第 1 種農地ではあるんですけども、居住する者の業務上必要な施設で、集落にも接続しているので、例外的に許可見込みかと思っております。

次に、重 4—2、国見町で、追認です。

農地法や農振法を知らないために、家族の成長に伴い、昭和 59 年と平成元年に居宅の増築をしてしまったとのことです。農業委員会としましては、第 1 種農地ではありますが、20 年以上引き続き非農地であり、集落接続で例外的に許可見込みと思われま。

次は、重 4—3、瑞穂町です。

今、住んでいる住宅が高規格道路で買収のため、住み慣れたところからなるべく離れたくないところに、新しい住宅を建てたいということです。10ヘクタール未満の第 2 種農地となっておりますので、許可相当と思われま。

次は、重 4—4 と 4—5、千々石町です。

橘神社の参拝者用の駐車場用地として、申請されております。千々石総合支所から 500メートル以内にあるため、第 2 種農地で許可相当と判断できると思いま。

次に、重 4—6、南串山です。

離れて住んでおられた家族と一緒に住むことになったので、駐車場として広げたいとのことです。ここも 10ヘクタール以上の第 1 種農地と判断されますが、居住する者の業務上、必要な駐車場で、集落に接続して建設されるため、例外として許可見込みと思われま。

次も南串山で、重 4—7 です。

自動車整備工場の敷地を広げ、新車・中古車の展示場をして使いたいとのことです。農地の間に段差があり、農地の集団から分団されるため、10ヘクタール未満の生産性の低い土地として、第2種農地と判断され、一般計画などから許可見込みかと思えます。

次も、南串山で、重4―8です。

住宅を建てたいということで申請が上がっており、南串山支所から300メートル以内にあるため、第3種農地ということで、許可相当かと思われま。

以上で、こういうふうには回答したいと思えます。何かありましたら、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（林田 剛君） ただいまの説明に対して、意見・質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） 山林をわざわざ申請を出さんといかんのですか。

○事務局（藤吉 文女君） はい。意見を求められております。山林として、向こうも上げてくるんですけど、こちらも山林として回答する必要があります。

○委員（17番 小筏 正治君） 山林ということが上がってきから。

○事務局（藤吉 文女君） はい、上がっております。（「これはやっぱり山林でも農振に入っているわけですか」と言う者あり）はい、入っています。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） よろしいですか。

○事務局長（増富 浩彦君） 補足でよかですか。今の件に対してですけど。

これ、重要な変更というとは、農振のほうが、農業委員会の意見ば求めるというのが必須条件になっております。農業委員会が駄目ですよと言うたら、もちろん除外はできませんので。転用の可能性があるところについては、全部答えて、この山林のところも、一応うちの意見がないと除外ができないということになっておりますので。

○議長（林田 剛君） よろしいですか。ほかに意見・質問などございせんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 意見もないようなので、次の婚活イベントについて、事務局の説明を求めます。

○事務局（酒井 伸也君） 婚活イベントについてですけど、先月の総会の際に、実施の可否については、7月の総会で最終案をしていただくようになりましたけれども。そのときに、過去の実績、実施状況について、ちょっと資料を準備していなかったもので、今回ちょっとA4の1枚紙の横書きの表なんですけれども、ちょっと紹介をさせていただきたいと思えます。

まず、過去に5回開催がされておまして、1回目が平成27年12月にポテ婚ということで、ジャガイモ掘り体験を通じた婚活が実施されております。男性8名、女性8名の参加者がありましたが、カップル成立には至っておりません。

2回目が、平成29年1月に実施されたイチ婚、イチゴつみ体験を通じた婚活を実施されております。男性が23名、女性が18名、1組のカップルが成立をしております。婚姻までには至っていない状況です。

3回目が、平成30年1月、イチ婚、前回と同じくイチゴつみ体験です。男性18名、女性22名の参加がありましたが、カップル成立は至っておりません。

4回目が、31年1月、花コンということで、フラワーアレンジメントを通じた婚活が実施されておりまして、男性15名、女性14名、3組のカップルが成立しており、成婚までには至っておりません。

5回目が、令和2年の1月開催の花コン、フラワーアレンジメントを通じた婚活です。男性16名、女性13名で、カップルが5組誕生しております。そのうち1組が結婚まで達成されているようです。

あと、令和2年度、令和3年度については、コロナ禍により開催中止となっております。

一応、参考までに紹介をさせていただきました。

次の7月の総会のときに、この婚活について実施の可否について協議をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林田 剛君） ただいまの説明に対して、意見・質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、今、事務局から説明があったように、最終的な判断を7月の総会にてということですので、各調査会あたりでも、皆さんそれぞれに話をされて、協議をしていただきたいと思います。

それでは、その他の事項に移ります。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局から、よかですかね。

○議長（林田 剛君） はい、お願いします。

○事務局長（増富 浩彦君） 休憩時間に、お手元に退職願というのが来とると思います。

これが、令和4年の5月27日、東部調査会時に、事務局宛てに提出されたものであります。

国見町多比良地区の推進委員さんより、退職願ということで辞表が提出されました。このことについて、お諮りをしてもらいたいと思っております。

農業委員会法の第23条で、委員個人に正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進員を辞任することができるとなっております。

また、今回の案件に関しましては、総会での決議ということで、議案に上程しなければならないかと思っておりますけれども、議案までには上程をしなくて、総会の中に提案をして、承認をもらえ

ば済むということが分かりましたので、今日の総会の農政の会議に提案をした次第です。

正当な理由としましては、委員さんにちょっと確認をしましたところ、家庭の事情が原因で、本業である農業と推進活動を行っていくには、相当な労力が必要になってくるということで、地元の推進活動とか推進員さん、また農業委員会等の最適化活動に多大なる迷惑をかけるということで、相当長く悩んでいらっしやっただいたいです。今回、大きな決断をなさったのではないかと思います。

辞表を受理するか否か判断する農業委員さんが判断する上で、社会通念上、一般良識に基づいて、判断していただければと思っております。

なお、半数以上の賛成で承認となることをお伝えさせてもらって、承認の可否についてご検討してもらえればと思います。議長、よろしくお願いします。

○議長（林田 剛君） ただいまの説明に対して、意見・質問などありましたら、挙手の上、発言をお願いします。小筏委員。

○委員（17番 小筏 正治君） この案件に関しましては、国見の問題でもありますし、本人の一身上の都合とか何とか、聞いて別々に、内容は全然分からなかったです。

しかし、今日は事務局長から、より詳しい説明がありましたので、その説明を聴いておけば、家庭的にも、自分たちはどうなのか、非常に農業経営をしていくには大変だろうと思うわけでございます。

それで、こういう状態になって、無理してまでも絶対辞めちゃいけないとか、ずっとせないかんとかいうのは、ちょっと無理じゃないかなと思うわけでございます。

ただ、この人が1人辞めたということになれば、我々国見地区、多比良地区、中川委員の地区ですけど、非常に残された人は、また大変な仕事の負担がかかってくると思うわけです。

私も個人的にはやむを得ないということに考えておりますけど、中川委員、地元委員としてはどう思っていますか。後釜が決まるまでぐらいは頑張ってもらってはどうかと。

○議長（林田 剛君） 中川委員、お願いします。

○事務局長（増富 浩彦君） 代わりに事務局のほうから。

地元の、今、小筏委員さんから言われた、多比良地区、その件で、後任はどうでしょうかというお話を聞いております。事務局から代わって説明でもよかでしょうか。

○議長（林田 剛君） はい。

○事務局長（増富 浩彦君） 地元の多比良地区の農業委員さんが中川委員さん、もう一人推進員さんがいらっしやるんです。横田さん。2人ちょっと同席してもらって、今後、補充をするかしないかという、事務局的にも、ちょっと手続がありまして、尋ねています。

やっぱり小筏委員さんがおっしゃったとおり、ちょっと仕事上、大変になるってということで、募集をかけてもらえないかという話を伺っております。事務局的には、今日、辞任について賛成というこ

とで承認をしてもらえれば、すぐすぐ手続に入ろうかと準備はしております。

その日程なんですけど、6月15日に自治会回覧、国見町の多比良地区だけの募集をかけようかと思っております。6月20日にその多比良地区の一般公募をしようかなとは思っています。

一月は取らばいかんごととなっております。6月20日から7月20日まで、一応、募集をかけて、その中で募集があるかどうかです。

例えば、2人あったときには、選考委員会というのも、また開かんばいかんごととなりますので。7月の総会時には、ある程度、分かるんじゃないかなっては思うんですけど。そのときに、2人以上出たときには選考委員会ということ、開催をしなければならなくなりますので、選考委員の選出を、ちょっと議長、会長のほうに話をしておきたいと思っております。

○委員（15番 森崎 茂徳君） ちょっと、選考委員会って、その国見地区の、多比良地区だけじゃあじゃない。（発言する者あり）いやいや、承認したときに、それを知らん者が選考委員になっても一緒じゃない。（発言する者あり）

○議長（林田 剛君） よろしいですか。まず、委員の退職願いの承認の決を、まず採りたいと思います。

委員からの退職願を承認することについて、ご意見ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） それでは、退職願を承認したということを決議いたします。

そして、その後の選考なりは今、局長から説明がありましたが、それについての意見や質問を、今から受けますのでどうぞ。

○委員（15番 森崎 茂徳君） そういうことで、私は国見地区で、知らん者が選考委員になるよりも、やっぱり地区の人がなるべきじゃなかるかと。

○事務局長（増富 浩彦君） 次回の総会までには。（発言する者あり）

○委員（6番 本田 浩君） だから、私たちとしたら、そういう人材を私達で話し合っ、それで、どうでしょうかということ。そのほうがいいんじゃないかなと思う。（発言する者あり）

○委員（9番 徳永 玉義君） この件は、実は、本人から私に、1か月ほど前に相談があったわけです。それで、なるべく私は、居残ってもろうて、任期満了までお願いしますよということで、非常に説得はしておったんですけれども。この辞表が出る前に、待てよということで、説明をしておったわけです。

ところが、どういう事情か知らんけど、私もこの間、東部調査会を欠席しておった関係で、その場でこういう話が出たっちゃうことを聞きまして、だから、東部調査会は慌てたと思うんですけれども。

実は、それでその後、この間、本人は抜きにして、多比良地区と3名で話はしたわけです。中川さ

ん、それと横田さんです。

それで、できれば、この本人が誰か推薦をしてもろうたらよかつちやなかかと。我が地区の問題ですから。だから、分かった人を誰か推薦してもろうて、来てもろうたらどうじゃろうかという話もしておったわけですがけれども、局長、まだその話はしていなかったんですか。

○事務局長（増富 浩彦君） いや、もうちょっと意思確認は。すぐ行ったんです。あれから。だから、もうどうしてもということだったんで、今日、この総会に上げさせてもらいました。

○委員（9番 徳永 玉義君） そういうことですから、私としては、今、こんな委員会活動に、どここの地区でも一緒だと思いますよ。やっぱり、自治会がありますので。その地区、上下3名なら3名、分配して大体、せないかんですよ。同じ地区から2人出たってどうもならんからということで、話はしちよったわけです。

そうなれば、事務局としては、やっぱり募集をかけないかんということになれば、どこの地区の人をとということも難しいじゃろうからということで、やはり地区の人が、これは、言わば中川さんと、あと横田さんが知った人が、本当はいいんじゃないかなということで、話はしちよったんですけれども。

だから、誰と、まだってということも、本当は仲間同士でしたほうがいいわけです。まるで素人の人がこういうのしたって、どうにもならん。かといって、多比良地区は漁師も近くの多比良駅の港の近くの人も農業をしとる人がおらすわけです。そういう人になって、上のほうまで話ができますか。農業の問題がです。

だから、やっぱり地区の人に任せて、腹の合うた人にしてもろうたほうが、本当はいいんじゃないかということ、この間、説明はしとったわけです。2人には。

だから、推進員の問題ですから、農業委員の承認も要るでしょう。最終的には、農業委員の承認が要るわけですがけれども、取りあえずは地区の人がやっぱり主体になって選んでもろうたほうが一番いいんじゃないかなと。

そして、どうしても大変じゃったら、もうやっぱり告示してもらわないかんじゃろうと思いますけれども、どうでしょうか。やっぱり、地区の人が一番知った人が一番いいわけですよ。

○事務局長（増富 浩彦君） 事務局から、ちょっとよかですか。

その公募の仕方が、公募は絶対せんばいかんとです。欠員が出た場合に、手続的には、公募をしなければならぬとなっておりますので、公募は絶対してもらわんばいかんこととなります。

今回、ちょっと考えとつとが、国見町の多比良地区で1名、推進員を募集ということで、多比良地区にしか自治会回覧を回さないようにということにしてはおつとです。

多比良地区の甲乙丙丁戊ってありますけれども、そこまでは絞り込みした募集というのが、ちょっと多比良地区までしか絞り込みができない状態で、その甲乙丙丁戊の中で、戊地区やったですかね、

推薦とかばしてもらえれば、一番いいのかなと事務局的には思っておつとですけども。

農業委員さんたちが考えらすことと、事務的なやり方が、ちょっと。気持ちはよう分かつとですけど、事務的に進めていかんばいかん工程がありますので、そこら辺ともちょっと調整をしながら、いろいろ中川委員さんと地元の委員さんに、ちょっと相談しながら、その公募も考えていきたいなどは思っております。

○議長（林田 剛君） 事務局からの説明ですので、地元委員の方々のご協力を基に、次の段階に進んでいきたいというふうをお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、その他もろもろ、ほかに何かありませんか、皆さんに。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（林田 剛君） 意見もないようなので、これをもちまして農政推進に係る協議を終了します。委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 3 時 35 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 6月 6日

議 長

署名委員

署名委員